質問書についての回答

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------------------|--|--|
| 1 | 業務仕様書 12頁 施設管理関係 | 指定管理施設として、「ピクニックの森管理棟、休憩棟」が含まれていますが、現在、この施設は著しい老朽化により市民の利用ができない状況であります。弊社として、防犯警報、火災異常警備を行うことは可能ですが、社員の安全性の確保ができないため適切な施設管理はできないものとえます。また、周辺はテニスの森に近いため駐車場としての利用が多く、市民の安全確保が懸念されます。さらに、民間保険会社では、使用不能、欠陥がある施設については、保険金を支払わないとしています。現状において市民の利用ができない施設を指定管理する理由について、市の見解をお伺いします。 | 老朽化している施設ではありますが、公園施設となっていることから、火災、盗難等を予防するため指定管理者による公園の管理施設としております。 |
| 2 | 募集要項 5頁 管理に要する経費 | 5 (3) 「指定管理料については、毎月、業務の実施状況を確認後、請求に基づいて支払います。」とあります。利用料金制である該当公園での前払金の必要性や現在締結されている協定書の内容を勘案していないものであります。協定書の詳細については、協議の上、定めるものと理解してよろしいかお伺いします。 | そのとおりです。 |
| 3 | 募集要項 7頁 指定管理者と市と の責任分担 | こととなっています。 主な建物や設備等は、供用から30年以上経過しているも のが大半であります。このため、施設老朽化による弊社 としての対応が頻繁であり社員負担が大きいほか、利用 | 施設の老朽化に伴う大規模改修等の検討は行っていますが、厳しい財政状況の中、詳細な実施計画までは至っていない状況です。 また、建物や設備の老朽化による利用者への損害、営業休止の責任は、個別事案の原因ごとに協定書に基づき協議の上、判断することとしております。 |
| 4 | 募集要項 7頁 指定管理者と市と の責任分担 | 太平山スキー場および太平山リゾート公園付近において、多数の熊の目撃情報のほか人的被害がありました。 弊社では、熊目撃情報の早急な通報や下草刈りの拡充などの対応を行っているところです。しかしながら、これだけでは利用者の安全確保について懸念されるところであります。市として対策を行う場合には、それに協力をしていきたいと考えますが、実施予定があるかお伺いします。 | クマ対策の下刈りについては、来年度も指定管理業務として継続する考えです。 その他の有効な手段等がありましたらご提案願います。 |
| 5 | 募集要項 12頁 光熱水費およびそ の他の負担 | 光熱水費については、指定管理者の負担としています。しかしながら、令和4年度には光熱費の高騰による指定管理料の変更増を受けています。また、令和2年度、令和3年度のコロナ禍においても同様の措置がとられています。このことから、①不可抗力、第三者への委託費、光熱水費などについて著しい差額が生じた場合、②感染症、災害への対策を講じる必要が認められる場合には、市において対応がされると理解してよろしいか、市の見解をお伺いします。また、③指定管理者と市の間であいまいな契約とならないよう、基準を設けるべきと考えますが、併せて見解をお伺いします。 | 不可抗力等の損害については、協定書に基づき協議の上、判定および費用の負担等を決定することとしております。また、その他の事項においても協定書に基づく協議としており、個別の基準を設けた契約締結は考えておりません。 |

| 6 | 管理に要する経費 | 収支予算書の指定管理料について質問します。 指定管理者が管理に必要とする指定管理料と秋田市の予算とする指定管理料に差額が生じた場合、その考え方と対応についてご教示願います。 令和4年度収支実績書は光熱水費の増加等により収支差引-17,528千円であります。 然料価格の高騰等による光熱水費の増加は、当面続くものと考えられ、自主事業では補いきれない収支差額を指定管理料で補う必要があるものです。 | 募集要項5頁、5管理に要する経費(1)に記載のとおり本市の予算の範囲内で支払うこととしております。 |
|---|------------------|---|---|
| 7 | 参考資料(7) 貸付備品表 | 貸付備品に除雪車両がありませんが、令和6年度以降車両の貸与がない場合、スキー場駐車場の除雪や諸費用についての考え方について質問します。 | |